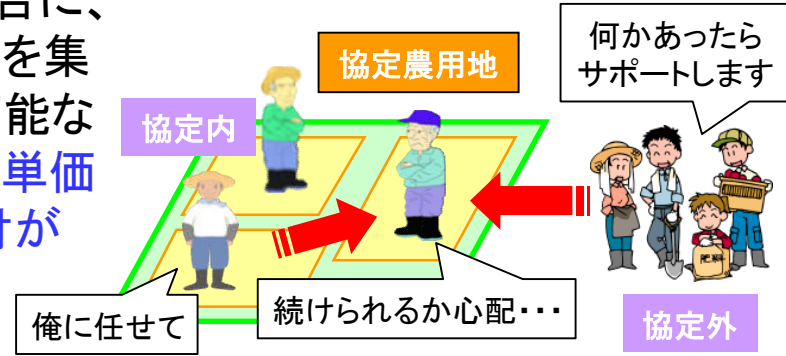


第3期対策の見直しのポイント

①集团的サポート型の新設

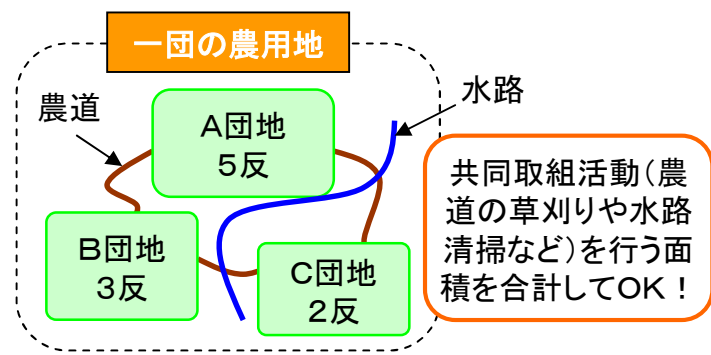
農業の継続が難しくなった場合に、誰がどのように管理するのかを集落協定に位置付ける(持続可能な体制整備を行う)ことで、通常単価(※前ページ参照)による交付が受けられるようになりました。

集团的サポート型 = 高齢者も安心して農業に取り組める体制づくり



②団地要件の緩和

対象農用地は「1町以上の一団の農用地」であることが条件でしたが、1町未満の小さな団地や飛び地を取り込みやすくなりました。



この他、通常単価の交付要件の見直しや、小規模・高齢化集落を支援する場合の加算措置の新設などを行っています。

制度内容や手続きについては、お住まいの市町村までお気軽にお問い合わせ下さい！

お問い合わせ先

〇〇市〇〇課〇〇係 000-000-0000

その他の問い合わせ先は以下のとおりです。

〇〇県

〇〇部 〇〇課 〇〇係 000-000-0000

農林水産省

九州農政局 〇〇農政事務所 農政推進課 事業係 000-000-0000
九州農政局 整備部 地域整備課 直接支払係 096-353-7610(直通)

中山間地域等直接支払制度について

—平成22年度から第3期対策がスタートしました！—



写真:福岡県東峰村竹集落(「日本の棚田百選」選定地区)

中山間地域等直接支払制度は、平成12年度の創設以降、これまで多くの集落で取組が行われ、農業生産活動の実施による農業の多面的機能(水源かん養機能や洪水防止機能など)の維持に大きく寄与してきたところです。

今年度からは、さらに取り組みやすくなるよう、これまでの内容を一部見直しを行った第3期対策がスタートしました。

農林水産省
九州農政局

中山間地域等直接支払制度とは？

中山間地域等の営農条件が不利な地域において、農地や水路、農道等の管理などを行う農家の方々に対し、農地面積などに応じて交付金を交付する制度です。

もらえる金額は？

交付単価(通常単価)は下の表のとおりです。規模拡大や法人設立などを行う場合は、一定の金額が加算されます。

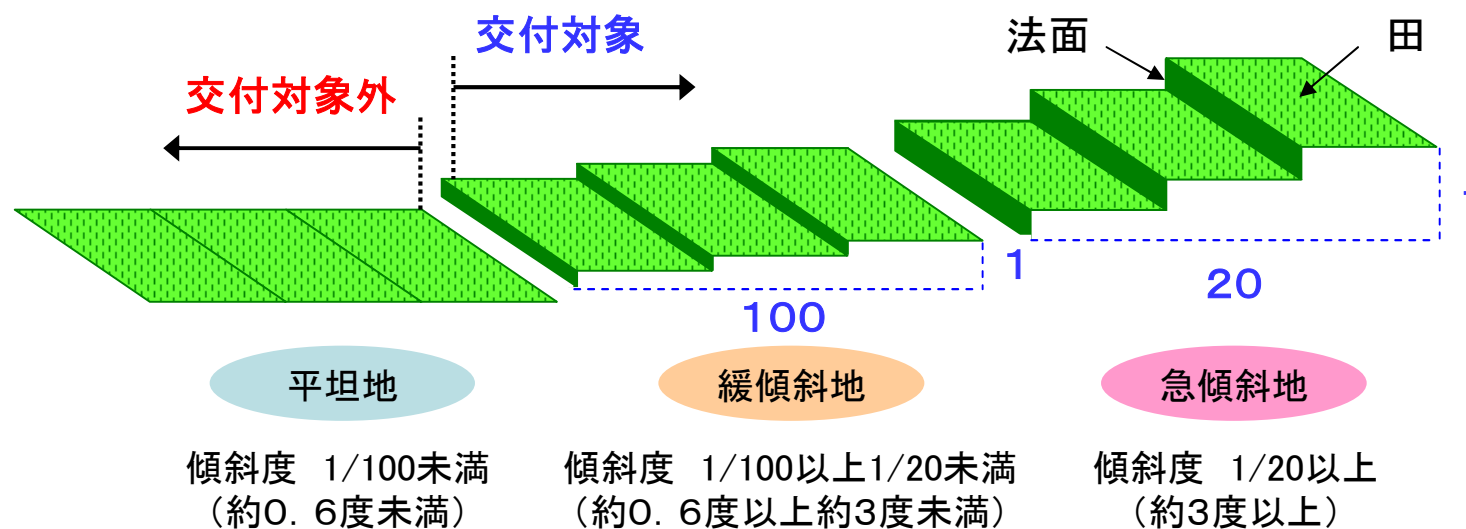
※基礎的な取組のみを行う場合は表の金額の8割(基礎単価)になります。

地目	区分	交付単価(1反当たり)
田	急傾斜	21,000円
	緩傾斜	8,000円
畑 (樹園地含む)	急傾斜	11,500円
	緩傾斜	3,500円
草地	急傾斜	10,500円
	緩傾斜	3,000円
	草地比率の高い草地	1,500円
採草放牧地	急傾斜	1,000円
	緩傾斜	300円

交付の対象となる農地は？

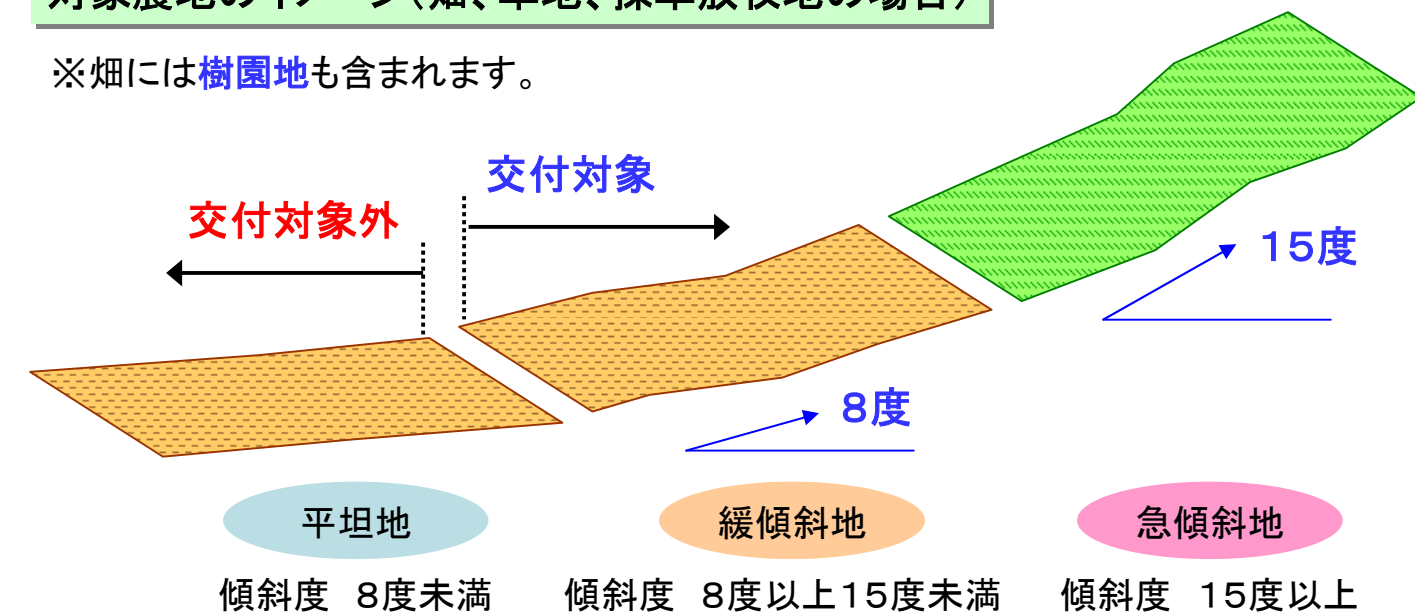
農地が傾斜しているなど生産条件が不利であり、かつ、1町以上のまとまりがある農地(団地)が対象です。

対象農地のイメージ(田の場合)



対象農地のイメージ(畑、草地、採草放牧地の場合)

※畑には樹園地も含まれます。



※緩傾斜地は市町村長が認めた場合に限りです。

交付金がもらえる条件は？

交付金をもらうためには**集落協定の締結**が必要です。

集落協定とは、集落で取り組む耕作放棄防止のための活動や農道・水路の管理方法、交付金の使い道などを定めたものです。

なお、協定で守ることを約束した農地は、**原則として5年間以上の維持が必要**となりますので、集落で十分話し合ってから決めて下さい。

